○防衛省告示第五十九号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年三月十六日

防衛大臣　田中　直紀

一　期間　平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間、六月及び七月を除く期間は〇九〇〇から一六三〇まで、六月及び七月の期間は一二〇〇から一六三〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

二　区域　遠州灘の次の第一号の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線並びに第二号の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で、海面から高度一五、〇〇〇メートルまでの間

一　六月及び七月を除く期間における区域

(ア)　北緯三四度一七分一二秒　東経一三七度一一分四九秒

(イ)　北緯三四度二三分三四秒　東経一三七度一九分一四秒

(ウ)　北緯三四度二三分三八秒　東経一三七度三六分一一秒

(エ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三七度四九分五五秒

(オ)　北緯三四度〇七分四六秒　東経一三七度四五分五〇秒

(カ)　北緯三四度〇一分一三秒　東経一三七度二〇分四九秒

二　六月及び七月の期間における区域

(ア)　北緯三四度一七分一二秒　東経一三七度一一分四九秒

(イ)　北緯三四度二三分三四秒　東経一三七度一九分一四秒

(ウ)　北緯三四度二三分三八秒　東経一三七度三六分一一秒

(エ)　北緯三四度〇五分一五秒　東経一三七度三六分一二秒

(オ)　北緯三四度〇一分一三秒　東経一三七度二〇分四九秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第六十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年三月十六日

防衛大臣　田中　直紀

日時　平成二十四年四月一日から同年五月三十一日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区域　硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二八度一五分一五秒　東経一四六度二九分四七秒

(イ)　北緯二五度二五分一六秒　東経一四七度三七分四七秒

(ウ)　北緯二五度〇〇分一六秒　東経一四五度三五分四八秒

(エ)　北緯二七度五五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒

実施艦　自衛艦八隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

衆議院

両院合同協議会委員辞任及び補欠選任通知書受領

三月十四日橋本参議院事務総長から鬼塚事務総長宛、参議院議長において次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した旨の通知書を受領した。

辞任　櫻井　充　補欠　江崎　孝

質問書提出

三月十四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

脳脊髄液減少症対策に関する質問主意書（木村太郎提出）

売電目的の農地転用（消滅）面積は農水省では「予測は困難」とした政府答弁書に関する質問主意書（山本拓提出）

参議院

議案提出

三月十四日議員から次の議案が提出された。

平成二十三年東京電力原子力事故による被害からの子どもの保護の推進に関する法律案（森まさこ外九名発議）（参第八号）

質問主意書提出

三月十四日議員から次の質問主意書が提出された。

東京外郭環状道路の建設に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第六二号）

合同協議会委員辞任、補欠選任及び通知

三月十四日議長において、次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名し、その旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。

辞任　櫻井　充　補欠　江崎　孝

人事異動

内閣府

長谷川眞理子

国家公安委員会委員に任命する（三月十三日）

最高裁判所

木内　雅也　安藤　知史

司法研修所教官の事務補助の委嘱を解く（各通）

吉田　大輔　安田　明代

司法研修所教官の事務補助を委嘱する（各通）（以上二月一日）

東京高等裁判所判事　瀧澤　泉

司法研修所教官に充てることを解く

部の事務を総括する者に指名する

東京地方裁判所判事兼東京家庭裁判所判事

桐ヶ谷敬三

静岡地方裁判所判事に補する

静岡地方裁判所浜松支部勤務を命ずる

静岡地方裁判所浜松支部長を命ずる

兼ねて静岡家庭裁判所判事に補する

静岡家庭裁判所浜松支部勤務を命ずる

静岡家庭裁判所浜松支部長を命ずる

簡易裁判所判事　桐ヶ谷敬三

浜松簡易裁判所判事に補する

浜松簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する

宇都宮地方裁判所判事兼宇都宮家庭裁判所判事・宇都宮簡易裁判所判事　竹内　民生

東京地方裁判所判事に補する

東京地方裁判所立川支部勤務を命ずる

部の事務を総括する者に指名する

兼ねて東京家庭裁判所判事に補する

東京家庭裁判所立川支部勤務を命ずる

立川簡易裁判所判事に補する

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　岩坪　朗彦

宇都宮地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

兼ねて宇都宮家庭裁判所判事に補する

宇都宮簡易裁判所判事に補する（以上三月十日）

東京高等裁判所判事　飯村　敏明

知的財産高等裁判所判事を命ずる

同　芝田　俊文

知的財産高等裁判所勤務を命ずる

部の事務を総括する者に指名する

水戸地方裁判所判事　小池　裕

東京高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

東京地方裁判所判事　菅野　博之

水戸地方裁判所判事に補する

水戸地方裁判所所長を命ずる（以上三月十二日）

○定年退官

判事兼簡易裁判所判事島田周平は三月九日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

判事中野哲弘は三月十一日限り定年退官

官庁報告

官庁事項

指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30第1項の規定による監督命令をしたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年3月16日

国土交通大臣　前田　武志